

○国土交通省告示第八百七十一号

水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第十二条第二項の規定に基づき、雨水出水時における地下街等の利用者の安全な避難を確認する方法を定める告示を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

雨水出水時における地下街等の利用者の安全な避難を確認する方法を定める告示

第一 安全な避難の定義

この告示において「安全な避難」とは、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条の二第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）において避難上支障がある高さまで浸水している又は避難上支障がある流量に達している避難経路上の地点を通過することなく、当該地下街等の利用者の全てが当該地下街等の各部分から地上に避難できることをいう。

第二 安全な避難の確認方法

安全な避難が確保されていることを確認する方法は、次の各号に適合するものでなければならな

い。

一 避難の経路として利用する各階における他の階又は地上に通ずる出口（以下単に「出口」という。）ごとに、当該出口付近の浸水の状況を確認できる地点（以下「基準地点」という。）を設定し、次のイで定める時間がロで定める時間を超えないこと。

イ 当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該出口を通らなければ避難することができない者の全てが当該出口を通過するまでに要する時間

ロ 当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから浸水により、基準地点における水深が三〇センチメートルに達するまでに要する時間

二 前号に規定する基準地点のほか、各階の避難経路上の基準地点の水深に比べ早期に水深が増大する区域がある場合には、当該区域における浸水の状況を確認できる地点（以下「主要地点」という。）を設定し、次のイで定める時間がロで定める時間を超えないこと。

イ 当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該区域を通らなければ避難することができない者の全てが当該区域を通過するまでに要する時間

ロ 当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから浸水により、主要地点における水深が三〇センチメートルに達するまでに要する時間

三 避難の経路として利用する階段ごとに、次のイで定める時間がロで定める時間を超えないこと。

イ 当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該階段を通らなければ避難することができない者の全てが当該階段を通過するまでに要する時間

ロ 当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該階段における流量が幅一メートルにつき毎秒〇・一一立法メートルに達するまでに要する時間

第三 避難に要する時間

第二第一号イ、第二号イ及び第三号イに規定する時間の算出方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 当該地下街等の利用者数が最大となる時間帯の利用者数を用いることとし、当該地下街等における利用者の分布状況等は当該地下街等の利用の実情を考慮すること。

二 当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該地下街等の利用者が避難を開始するまでに要する時間を考慮すること。

三 避難上支障のない経路を歩行により避難することとし、浸水区間における避難は歩行速度が減少することを考慮すること。

四 当該地下街等の利用者が各出口を通過する際に当該出口前に滞留が生じることを考慮すること。

第四 避難上支障がある高さまで浸水する又は避難上支障がある流量に達するまでに要する時間

第二第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロに規定する時間の算出方法の基準は次の各号に掲げるもの

とする。

- 一 当該地下街等への流入量及び当該地下街等の構造を考慮すること。
- 二 前号の流入量の算出にあたっては、地上の浸水状況、当該地下街等及び当該地下街等と連続する施設の主要な流入口の標高、大きさ及び浸水対策の状況を考慮すること。

附 則

この告示は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。